

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ノムラシステムコーポレーション

平成28年 8月

Nomura
System
Corporation

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式267,444千円(見込額)の募集及び株式123,740千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式65,688千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年8月12日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ノムラシステムコーポレーション

東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、ドイツに本社を持つSAP SE^(※1) 提供のSAP ERP^(※2) の導入コンサルティング及び保守サービス等のERPソリューション事業を主たる事業としております。

当社は、平成14年3月にERPソリューション事業を本格的に開始しました。当事業は、企業の財務会計・販売・物流・購買・生産・人事等の基幹業務機能をコンピュータソフトウェアの機能上に統合するERP用パッケージソフトウェアの導入・運用支援等のコンサルティングサービスを行っております。当社は、SAPジャパン株式会社^(※3)とのサービス・パートナー契約の締結によりデモライセンスを得て、自社でSAPの教育、研修ができる環境と教育体制を整備し、より付加価値の高いサービスを提供するためにSAP認定コンサルタント資格の取得を強力に推進しております。その結果、当社のSAP認定コンサルタント数は120名、国内SAPパートナー企業122社中22位（平成28年6月末日現在。 SAPジャパン株式会社発表。複数認定取得者は取得数で人数算出。）となっております。

また、当社は、他社との差別化および知識と技術力の向上を図り、高品質・短期間・低価格での導入を実現するためのオリジナルソリューションテンプレート^(※4)の開発に力を入れてまいりました。「SAP HRパートナーコンソーシアム」の設立時から参加し、最新技術等を習得して日本版ベストプラクティスを使用したテンプレートの開発に早期に取り組んだことにより、当社の人事ソリューションテンプレート「Jet-One」は、SAPジャパン株式会社の ALL in-Oneソリューションの認定を取得しております。なお、当社は技術・品質・効率の全てにおいて満足頂けるサービスの提供を目指し、資産除去債務ソリューションテンプレートの「Zex-One」等、人事分野以外においてもオリジナルソリューションテンプレートの作成を行っております。

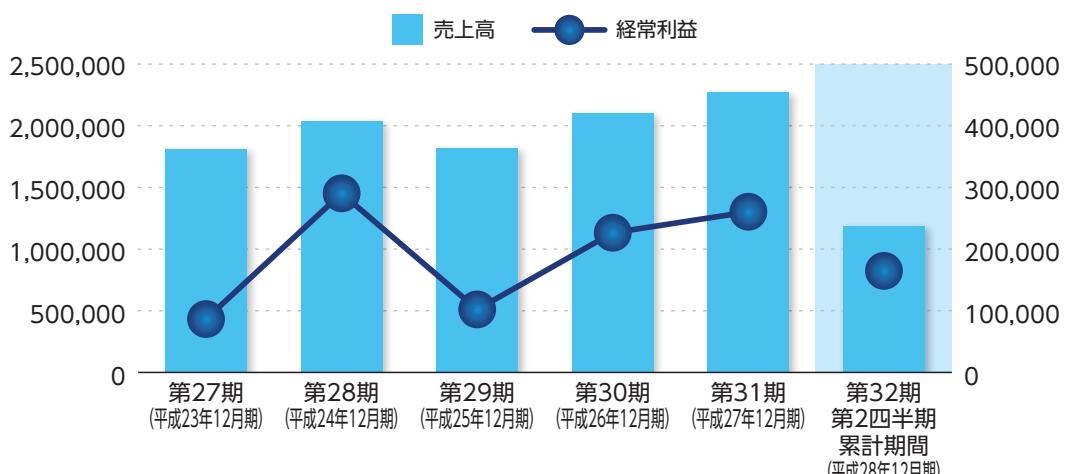
当社は、SAP PartnerEdgeチャネル契約VARの締結及びPartner Center of Expertiseの認定取得により、SAP ERPの導入・保守サービスだけでなく、ライセンス販売とライセンス保守サービスの提供も行っております。

その結果、人事分野での元請け案件（以下「プライム」という。）を受注することができ、案件を積み重ねております。

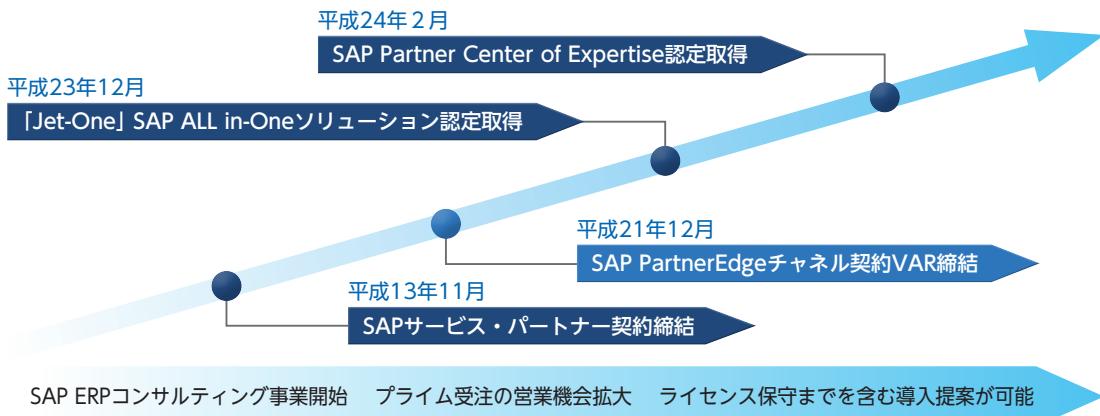
なお、当社は単体で事業を行っており、企業集団を形成しておりません。また、当社のセグメントはERPソリューション事業のみの単一セグメントであります。

売上高と経常利益推移

（単位：千円）



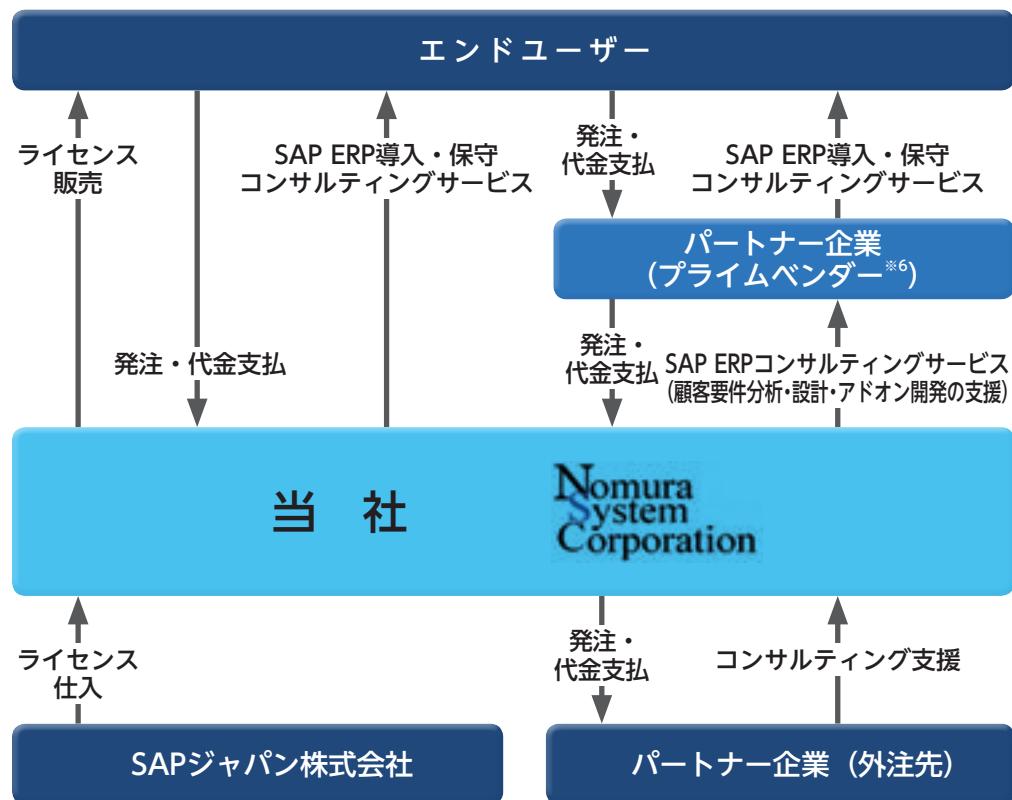
SAPジャパン株式会社との主なパートナー契約及び認定取得



2 事業の内容

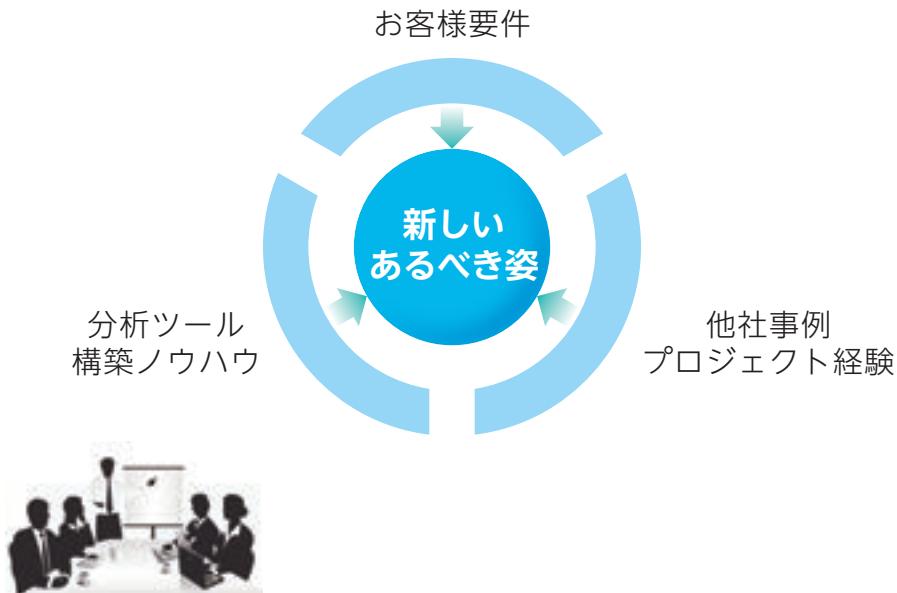
当社はプライム及びFIS^(**5) のサービスを提供しており、SAP ERPパッケージ導入のプライムをより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に活動しております。合わせて、FISの営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図っております。

事業系統図



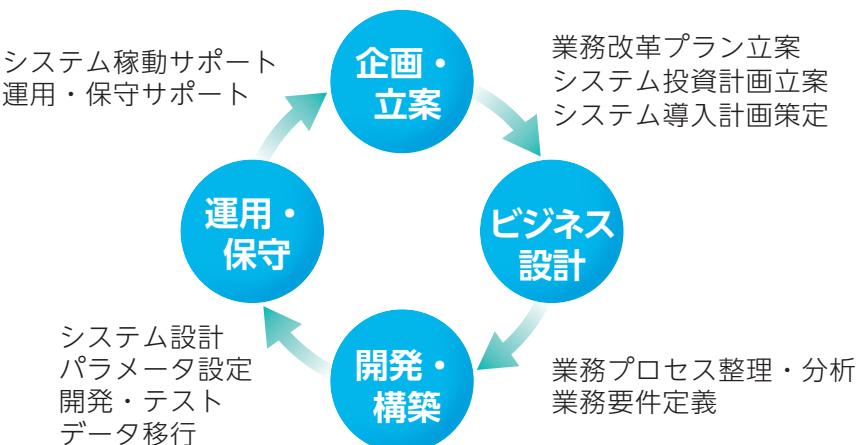
価値を生み出すコンサルタント

多くの事例をもとにしたノウハウを活用し、顧客が抱える課題の抽出・分析を行い、最適化された業務プロセス「あるべき姿」をもとに、システム構築を行っていきます。



企画から運用までワンストップでサービスを提供

情報システムの企画・立案から、システムの導入に関わるビジネスプロセスの設計、システム構築、運用・保守に至る一連のサービスをワンストップで提供しております。



当社のオリジナルソリューションテンプレート

当社は、他社との差別化及び知識と技術力の向上を図り、人事分野をはじめとした短期導入のためのオリジナルソリューションテンプレート作成に取り組んでまいりました。

導入企業は、テンプレートを利用することにより安全に早く安く導入することが可能となります。



SAP ERP人事ソリューション

知的資本「人材」に基づき企業価値経営を実現する人事ソリューションテンプレートです。
人事管理/組織管理/給与管理/勤怠管理/電子申請

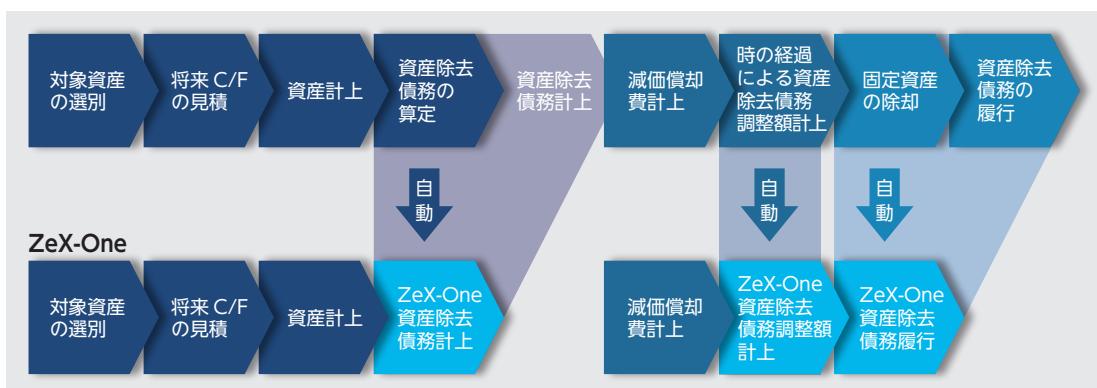


平成23年12月に人事ソリューションテンプレート「Jet-One」は、SAPジャパン株式会社のALL in-Oneソリューションの認定を取得しております。



Zex-One資産除去債務ソリューション

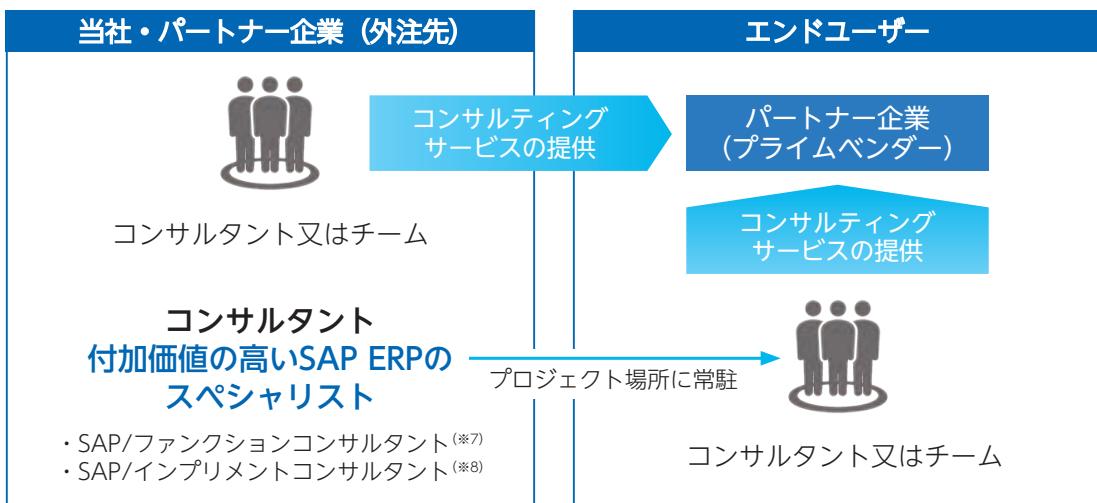
煩雑な資産除去債務の算出から、開示処理まで一貫したソリューションテンプレートです。
資産除去債務/時の経過による資産除去債務の調整額の算定/除去費用の資産計上（減価償却計算）
資産除去債務明細表



これまでに培ってきたビジネス経験と技術を活用して財務・人事の各ソリューションテンプレートを提供しております。

SAP ERPコンサルティングサービス

当サービスは、プライムベンダー^(※6)であるパートナー企業に、顧客要件分析及び実現機能の設計、または標準機能でカバーできない既存業務に対して新機能の作り込みなど個々の課題に応じたSAP ERPのコンサルティングサービスを提供しております、当社の主要なサービスであります。プライムベンダーの求めるスキル、経験等に合致したコンサルタントまたはチームが、プロジェクト場所に常駐または当社にてコンサルティング支援を行っております。また、必要に応じてパートナー企業の個人事業主及び外注会社にコンサルティング支援を外注しております。



用語解説

※1 SAP SE (SAP Societas Europaea)

全世界に130カ国以上の支社を持つ、ヨーロッパ最大級のソフトウェア会社であり、大企業や中堅企業、公的機関といった比較的規模の大きな法人向けERP市場で、25業種約30万社の顧客企業を抱えている。

※2 ERP (Enterprise Resource Planning)

企業内の会計、販売、物流、人事等のあらゆる経営資源を統合的に管理、有効活用し、経営の効率化を図るために手法・概念のこと。また、その基幹系統合システムを指す。

※3 SAPジャパン株式会社

SAP SEの日本法人。

※4 テンプレート

いくつかの機能が最初から標準として備わっているフォーマット（雛形）のこと。

※5 FIS (Function implement Service:ファンクション インプリメント サービス)

SAP導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、SAPの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計の技術的支援を行う。

※6 プライムベンダー

元請け企業。システムを導入する際、システムを構築するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び開発要員等を取りまとめる。

※7 ファンクションコンサルタント

SAPコンサルタント。SAP導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計を主に担当。顧客要件を分析し、SAPの機能をベースとしたソリューションを提供するコンサルタント。

※8 インプリメントコンサルタント

SAPコンサルタント。SAPの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計を担当。

3 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期 第2四半期 累計期間
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	自 至 平成28年1月1日 平成28年6月30日
売上高 (千円)	1,808,997	2,035,494	1,816,737	2,095,393	2,267,917	1,182,303
経常利益 (千円)	86,082	290,766	102,568	226,240	260,165	165,124
当期(四半期)純利益 (千円)	50,431	164,127	46,260	141,307	162,656	99,016
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	105,063
発行済株式総数 (株)	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190	1,432,500
純資産額 (千円)	844,909	1,009,036	1,055,297	1,190,057	1,359,260	1,468,401
総資産額 (千円)	1,065,625	1,309,593	1,254,120	1,489,316	1,669,203	1,761,556
1株当たり純資産額 (円)	59,542.58	71,108.98	74,369.06	838.66	957.90	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	3,553.98	11,566.40	3,260.08	99.58	114.63	69.51
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.3	77.0	84.1	79.9	81.4	83.4
自己資本利益率 (%)	6.2	17.7	4.5	12.6	12.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	211,504	99,850	108,052
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△299,380	329,040	△7,273
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	10,125
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	835,248	1,264,137	1,375,041
従業員数 (名)	93	88	91	89	96	101

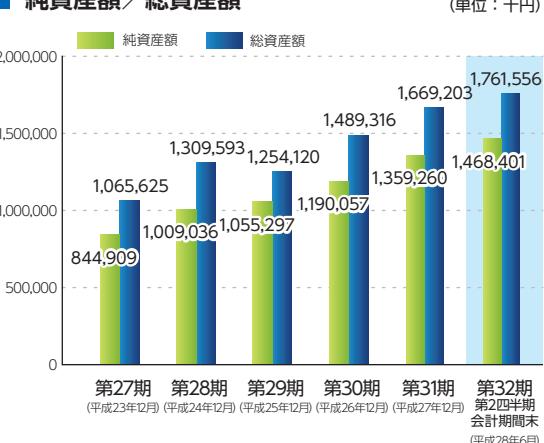
(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 千円単位で表示している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、第27期から第31期まで無配のため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 当社は第30期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第27期、第28期及び第29期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しております。
9. 従業員数には契約社員を含めております。
10. 主要な経営指標等のうち、第27期から第29期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 第30期及び第31期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第32期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
12. 平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
13. 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会の決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げる以下とのおりとなります。なお、第27期、第28期及び第29期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期 第2四半期 累計期間
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	自平成28年1月1日 至平成28年6月30日
1株当たり純資産額 (円)	595.43	711.09	743.69	838.66	957.90	—
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	35.54	115.66	32.60	99.58	114.63	69.51
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—

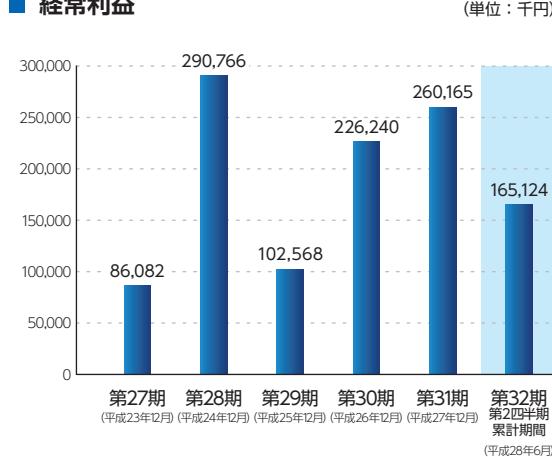
■ 売上高



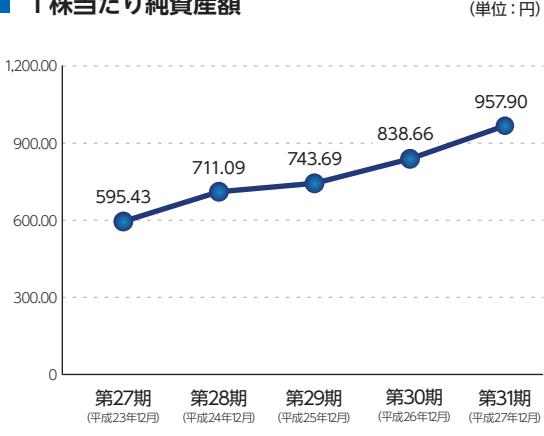
■ 純資産額／総資産額



■ 経常利益

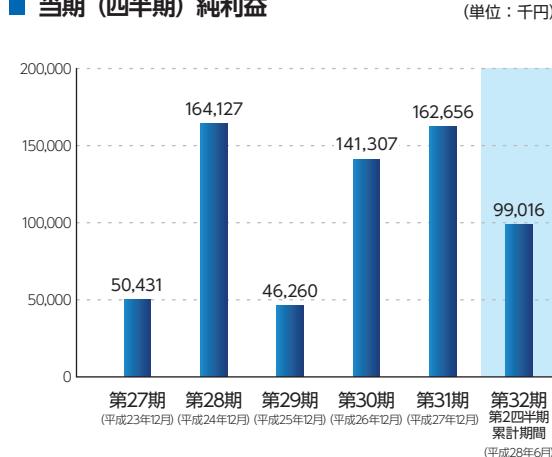


■ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりま
す。上記では、当該株式分割が第27期の期首に行われたと仮定して算出した場合の1
株当たり指標の数値を記載しております。

■ 当期（四半期）純利益



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりま
す。上記では、当該株式分割が第27期の期首に行われたと仮定して算出した場合の1
株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28

第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	39
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	50
1 【財務諸表等】	51
第6 【提出会社の株式事務の概要】	94
第7 【提出会社の参考情報】	95
1 【提出会社の親会社等の情報】	95
2 【その他の参考情報】	95
第四部 【株式公開情報】	96
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	96
第2 【第三者割当等の概況】	97
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	97
2 【取得者の概況】	99
3 【取得者の株式等の移動状況】	103
第3 【株主の状況】	104
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年8月12日	
【会社名】	株式会社ノムラシステムコーポレーション	
【英訳名】	Nomura System Corporation Co, Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 野村 芳光	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号	
【電話番号】	03-5793-3330 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 関口 由実	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号	
【電話番号】	03-5793-3330 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 関口 由実	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	267,444,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	123,740,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	65,688,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	342,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年8月12日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年8月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年8月12日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式71,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年9月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年8月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	342,000	267,444,000	144,734,400
計(総発行株式)	342,000	267,444,000	144,734,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年9月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(920円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は314,640,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年9月7日(水) 至 平成28年9月12日(月)	未定 (注) 4.	平成28年9月15日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年8月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年8月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年9月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年8月12日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年9月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年9月16日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いしますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成28年8月30日から平成28年9月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 浜松町支店	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 買取引受けにります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年9月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	342,000	—

(注) 1. 平成28年8月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年9月6日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
289,468,800	9,000,000	280,468,800

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(920円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額280,468千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限60,432千円と合わせた、手取概算額合計上限340,901千円について、人材採用・育成等に係る人件費やテンプレート開発費用等の運転資金及び事業拡大に伴うオフィス移転等の設備資金に充当する予定であります。具体的には以下の投資を予定しております。

- ①今後の事業拡大のための優秀な人材の採用・育成等に係る人件費として125,000千円(平成29年12月期:48,000千円、平成30年12月期:77,000千円)
- ②人員拡充に伴う本社オフィス移転に関連する支出として平成29年12月期に35,000千円
- ③S A P E R P 後継パッケージのS / 4 H A N Aに対応したテンプレート開発費用として平成30年12月期に100,000千円

上記以外の残額は、平成29年12月期以降にプライムの労務費、経費を主とした仕掛費用等、運転資金に充当いたします。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年9月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	134,500	123,740,000	東京都渋谷区 野村 芳光 128,000株 東京都江戸川区 酒井 秀和 6,500株
計(総売出株式)	—	134,500	123,740,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(920円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる
売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 9月 7日(水) 至 平成28年 9月12日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目 5番 1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年9月6日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	71,400	65,688,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 71,400株
計(総売出株式)	—	71,400	65,688,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、みずほ証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年8月12日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式71,400株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(920円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 9月 7日(水) 至 平成28年 9月12日(月)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し
(2) ブックビルディング方式)」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野村芳光(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年8月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式71,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 71,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2.
(4)	払込期日	平成28年10月17日(月)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成28年8月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、平成28年9月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年9月16日から平成28年10月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入人かつ貸株人である野村芳光及び売出入人である酒井秀和、並びに当社株主である大山亨、根本康夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の平成28年12月14日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年8月12日開催の当社取締役会において決議された主幹

事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。) 等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,808,997	2,035,494	1,816,737	2,095,393	2,267,917
経常利益 (千円)	86,082	290,766	102,568	226,240	260,165
当期純利益 (千円)	50,431	164,127	46,260	141,307	162,656
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	14,190	14,190	14,190	14,190	14,190
純資産額 (千円)	844,909	1,009,036	1,055,297	1,190,057	1,359,260
総資産額 (千円)	1,065,625	1,309,593	1,254,120	1,489,316	1,669,203
1株当たり純資産額 (円)	59,542.58	71,108.98	74,369.06	838.66	957.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,553.98	11,566.40	3,260.08	99.58	114.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.3	77.0	84.1	79.9	81.4
自己資本利益率 (%)	6.2	17.7	4.5	12.6	12.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	211,504	99,850
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△299,380	329,040
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	835,248	1,264,137
従業員数 (名)	93	88	91	89	96

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 千円単位で表示している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、第27期から第31期まで無配のため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 当社は第30期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第27期、第28期及び第29期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数には契約社員を含めております。
10. 主要な経営指標等のうち、第27期から第29期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 前事業年度(第30期)及び当事業年度(第31期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
12. 平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会の決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第27期、第28期及び第29期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額（円）	595.43	711.09	743.69	838.66	957.90
1株当たり当期純利益 金額（円）	35.54	115.66	32.60	99.58	114.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額)（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の創業者である野村芳光は、三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）でシステムエンジニアとして勤務しておりました。保険代理店としての独立を経て、昭和61年2月に東京都世田谷区においてソフトウェアの設計・制作請負事業を中心とした株式会社ノムラシステムコーポレーションを創業いたしました。

平成12年のITバブル崩壊により、当社の属するシステム開発業界の業績が大きく悪化したことから、当社はより付加価値の高いSAP ERP導入コンサルティング事業に経営資源を投入し、事業を拡大してまいりました。

当社の現在までの沿革は以下のとおりあります。

年月	概要
昭和61年2月	ソフトウェアの設計・制作請負を目的として、株式会社ノムラシステムコーポレーション（資本金1,500千円）を東京都世田谷区に設立
昭和63年6月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成2年2月	本社を東京都港区芝大門に移転
平成2年6月	大阪府大阪市淀川区に大阪支店（現西日本支社）を開設
平成12年4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成13年11月	ERP（※1）導入のコンサルティングを開始するためSAPジャパン株式会社（※2）とサービス・パートナー契約を締結
平成14年3月	ERPソリューション事業を開始
平成15年8月	SAPジャパン株式会社の主催する「SAP HR（※3）パートナーコンソーシアム（現名称HCM（※3）コンソーシアム）」設立メンバーに選定
平成17年2月	SAP ERPの当社オリジナルソリューションテンプレート（※4）の提供開始
平成21年12月	SAPライセンス販売を開始するためSAPジャパン株式会社とSAP PartnerEdgeチャネル契約VARを締結
平成22年1月	プライダルサイト「Re live」の運営開始
平成23年12月	人事ソリューションテンプレート「Jet-One」がSAPジャパン株式会社の ALL in-Oneソリューションの認定取得
平成24年2月	SAP保守サービスを開始するためSAPジャパン株式会社のPartner Center of Expertiseの認定取得
平成25年1月	3ヶ月以内の短期間で安価な導入を可能にするソリューションテンプレートとして「Jet-One」がSAPジャパン株式会社の Qualified Partner in Japan Rapid-Deployment Solution 2013の認定取得
平成27年1月	ISMS情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001の認証を取得
平成27年4月	プライバシーマーク認証を取得

「※」を付している用語については、「3 事業の内容」の末尾に用語解説を設けて説明しております。

3 【事業の内容】

当社は、ドイツに本社を持つSAP SE提供のSAP ERPの導入コンサルティング及び保守サービス等のERPソリューション事業を主たる事業としております。

当社は、平成14年3月にERPソリューション事業を本格的に開始しました。当事業は、企業の財務会計・販売・物流・購買・生産・人事等の基幹業務機能をコンピュータソフトウェアの機能上に統合するERP用パッケージソフトウェアの導入・運用支援等のコンサルティングサービスを行っております。当社は、SAPジャパン株式会社とのサービス・パートナー契約の締結によりデモライセンスを得て、自社でSAPの教育、研修ができる環境と教育体制を整備し、より付加価値の高いサービスを提供するためにSAP認定コンサルタント資格の取得を強力に推進しております。その結果、当社のSAP認定コンサルタント数は120名、国内SAPパートナー企業122社中22位（平成28年6月末日現在。SAPジャパン株式会社発表。複数認定取得者は取得数で人數算出。）となっております。

また、当社は、他社との差別化および知識と技術力の向上を図り、高品質・短期間・低価格での導入を実現するためのオリジナルソリューションテンプレートの開発に力を入れてまいりました。「SAP HRパートナーコンソーシアム」の設立時から参加し、最新技術等を習得して日本版ベストプラクティスを使用したテンプレートの開発に早期に取り組んだことにより、当社の人事ソリューションテンプレート「Jet-One」は、SAPジャパン株式会社のALL in-Oneソリューションの認定を取得しております。なお、当社は技術・品質・効率の全てにおいて満足頂けるサービスの提供を目指し、資産除去債務ソリューションテンプレートの「Zex-One」等、人事分野以外においてもオリジナルソリューションテンプレートの作成を行っております。

当社は、SAP PartnerEdgeチャネル契約VARの締結及びPartner Center of Expertiseの認定取得により、SAP ERPの導入・保守サービスだけでなく、ライセンス販売とライセンス保守サービスの提供も行っております。

その結果、人事分野での元請け案件（以下「プライム」という。）を受注することができ、案件を積み重ねております。

なお、当社の提供するサービスは以下のとおりであります。

(1) FIS（ファンクション インプリメント サービス）（※5）

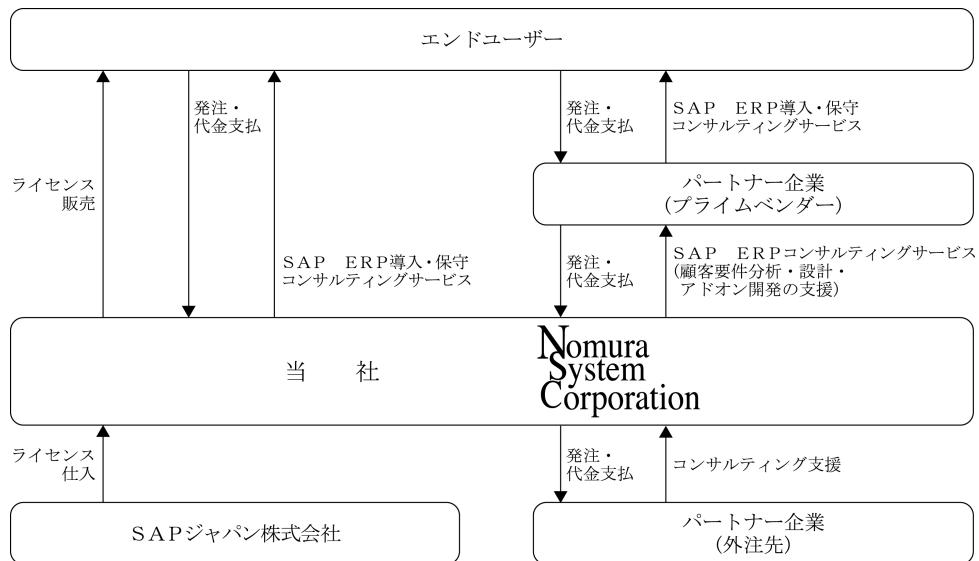
当サービスは、プライムベンダー（※6）であるパートナー企業に、顧客要件分析及び実現機能の設計、または標準機能でカバーできない既存業務に対して新機能の作り込みなど個々の課題に応じたSAP ERPのコンサルティングサービスを提供しており、当社の主要なサービスであります。プライムベンダーの求めるスキル、経験等に合致したコンサルタントまたはチームが、プロジェクト場所に常駐または当社にてコンサルティング支援を行っております。また、必要に応じてパートナー企業の個人事業主及び外注会社にコンサルティング支援を外注しております。

(2) プライム

当サービスは、エンドユーザーと直接取引を行っております。多くの事例をもとにしたノウハウを活用し、顧客が抱える課題の抽出・分析を行い、最適化された業務プロセス「あるべき姿」をもとにシステム構築を行います。主として、SAP ERP製品導入の企画から運用までワンストップでサービスを提供しており、当社従業員を中心にコンサルティングサービスを行っております。

なお、当社は単体で事業を行っており、企業集団を形成しておりません。また、当社のセグメントはERPソリューション事業のみの単一セグメントであります。

当社の事業系統図は下記のとおりであります。



<用語解説>

※1 ERP (Enterprise Resource Planning)

企業内の会計、販売、物流、人事等のあらゆる経営資源を統合的に管理、有効活用し、経営の効率化を図るために手法・概念のこと。また、その基幹系統合システムを指す。

※2 SAPジャパン株式会社

全世界に130ヵ国以上の支社を持つ、ヨーロッパ最大級のソフトウェア会社SAP SEの日本法人。SAPは、大企業や中堅企業、公的機関といった比較的大きな法人向けERP市場で、25業種約30万社の顧客企業を抱えている。

※3 HR (Human Resources) またはHCM (Human Capital Management)

人材マネジメント・人事管理。組織のビジョンや経営目標の達成に向けて、人材の獲得、活用、育成及び管理等を中長期的視点から戦略的に行っていこうとする考え方。

※4 テンプレート

いくつかの機能が最初から標準として備わっているフォーマット（雛形）のこと。

※5 FIS (Function implement Service)

SAP導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、SAPの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計の技術的支援を行う。

※6 プライムベンダー

元請け企業。システムを導入する際、システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び開発要員等をとりまとめる。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
101	34.9	7.2	5,169

当社はERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

部門の名称	従業員数(名)
ERPソリューション事業	95
全社(共通)	6
合計	101

- (注) 1. 従業員数には契約社員を含めております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、総務人事及び財務経理等の管理部門の従業員数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第31期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策と日本銀行による金融緩和を背景に企業収益や雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調が継続しております。一方で、中国をはじめとする新興国の景気減速、原油価格の下落等の影響、地政学リスク等海外景気の下振れが影響を及ぼす可能性もあり、依然として先行きの不透明感が強い状況にあります。

当社を取り巻く環境におきましては、企業のIT投資のペースはやや鈍化するものの、経営環境は悪くないため引き続き増加する傾向にあります。ERP市場においてもIT基盤の統合・再構築は企業の重要課題とされ、堅調な成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社はSAP ERPパッケージ導入のプライムをより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、FISの営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高2,267,917千円（前期比8.2%増）、営業利益253,420千円（前期比17.5%増）、経常利益260,165千円（前期比15.0%増）、当期純利益は162,656千円（前期比15.1%増）となりました。

なお、当社はERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第32期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策の効果を背景に企業収益や雇用・所得環境が改善し、景気の回復が見られ、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、中国をはじめとする新興国の景気減速、原油価格の下落等の影響、地政学リスク等海外景気の下振れが影響する可能性もあり依然として先行きの不透明感は強い状況にあります。

当社を取り巻く環境におきましては、企業のIT投資のペースはやや鈍化するものの、経営環境は悪くないため引き続き増加する傾向にあります。ERP市場においてもIT基盤の統合・再構築は企業の重要課題とされ、堅調な成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社はSAP ERPパッケージ導入のプライムをより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、FISの営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間におきましては、売上高1,182,303千円、営業利益164,919千円、経常利益165,124千円、四半期純利益は99,016千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第31期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度より428,890千円増加し、1,264,137千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得た資金は、99,850千円（前期比52.8%減）となりました。これは主に税引前当期純利益260,165千円、仕入債務の増加額27,083千円の収入要因及び、売上債権の増加額74,983千円、法人税等の支払額100,917千円の支出要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果得た資金は、329,040千円（前期は299,380千円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入309,040千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動によるキャッシュ・フローについては、該当事項はありません。

第32期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より110,904千円増加し、1,375,041千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得た資金は、108,052千円となりました。これは主に税引前四半期純利益165,701千円、売上債権の減少額20,501千円の収入要因及び、仕入債務の減少額15,385千円、法人税等の支払額57,431千円の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、7,273千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出11,440千円、有形固定資産の売却による収入4,167千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動の結果得た資金は、10,125千円となりました。これは新株予約権の行使による株式の発行による収入10,125千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、当該記載を省略しております。

(2) 外注実績

第31期事業年度及び第32期第2四半期累計期間における外注実績は次のとおりであります。なお、当社はE R Pソリューション事業のみの単一セグメントであります。

事業部の名称	第31期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	前年同期比(%)	第32期第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
E R Pソリューション事業 (千円)	1, 204, 407	114.7	590, 717
合計	1, 204, 407	114.7	590, 717

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、受注実績という区分は適当でないため、当該記載を省略しております。

(4) 販売実績

第31期事業年度及び第32期第2四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はE R Pソリューション事業のみの単一セグメントであります。

事業部の名称	第31期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	前年同期比(%)	第32期第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
E R Pソリューション事業 (千円)	2, 267, 917	108.2	1, 182, 303
合計	2, 267, 917	108.2	1, 182, 303

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

2. 最近2事業年度及び第32期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

今後の経済状況につきましては、政府や日本銀行の各種政策により企業業績は回復しつつあるものの、中国経済の減速懸念などを受け、大企業・製造業の景況感は悪化が見込まれるなど、不透明感があり本格的な景気回復とは言い難い状況が続いております。株式会社矢野経済研究所の「E R P市場動向に関する調査結果 2015」によると、E R P市場におきましても、ユーザー企業のE R Pシステムの導入ニーズが一服する段階にあることなどから、競争環境は厳しさを増すと考えられます。そこで、今後当社といたしましても更なる事業の強化、新規事業の展開を推進していく必要性があり、特に下記の3点を重要課題として取り組んでおります。

(1) 優秀な人材の確保

当社が継続して成長し発展していくためには、S A P E R Pを高品質かつ短期で導入することが必要不可欠であり、これらを維持し向上していくためにはコンサルタントの研修・トレーニングを充実させるとともに経験と知識を豊富に持った優秀な人材の確保が必要であると考えております。S A P E R P製品の最新技術の習得は必要不可欠であり、製品の多様化からS A P E R P以外のIT知識と、S A P E R Pの導入業務に対する理解を深めるために会計知識、労務知識等の一般的な業務の知識も必要となります。当社は、これらの技術及び知識の習得するために、S A P社のセミナーや研修、自社での教育研修を行っております。また、グローバルな需要に対応するために多言語に対応可能な人材の採用強化を図ってまいります。

(2) 収益基盤の拡充

当社は、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供するために、日々最新のIT技術を把握、素早く対応し、クラウド、ビックデータといった新たなサービスを導入して収益基盤を拡充していくことが必要であると考えております。

(3) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、企業規模が比較的小さく、コーポレート・ガバナンス体制及び社内管理体制も企業規模に相応の体制となっております。企業価値の継続的な増大を図るためにあたって体制を整備してまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制をより一層強化していく必要があると考えております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済、市場の動向について

当社のERPソリューション事業は、企業を主要顧客としております。したがって、国内の景気及び顧客企業のIT関連の設備投資動向が悪化した場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定のERP製品への高い依存度について

当社は、平成13年11月にSAPジャパン株式会社とサービス・パートナー契約を締結して以来、SAP ERP導入コンサルティングに注力してまいりました。

その結果、当社におけるSAP ERP関連の売上が占める割合は、平成27年12月期で93.0%となり、同社製品への依存度が高くなっております。したがって同社製品の市場競争力や、同社の新製品に対する当社の対応によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 主要な契約について

SAPジャパン株式会社と「SAP PartnerEdge チャネル契約VAR」を締結しております。この契約は当社のERP導入コンサルティング事業を制約するものではありませんが、今後、何らかの理由で条項の変更または契約を解約した場合は、最新技術等の情報の入手や社内での人材教育及び育成に影響し、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 開発工数の増加について

当社がERP導入コンサルティングを一括して請け負う場合、仕様の大幅な変更や予期しない不具合の発生等によりその開発工数が増加し、当初の納入予定日が変更となって、売上及び収益の計上が翌四半期あるいは翌事業年度に期ずれする可能性があります。そのような期ずれが発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 瑕疵担保責任について

当社がERP導入コンサルティングを一括して請け負う場合、通常、顧客に対して導入したERPシステムについて瑕疵担保責任を負います。当社は定期的に顧客企業のプロジェクト責任者や関係者と会議を行い、プロジェクトの進捗状況の確認や各フェーズの開始及び終了判定を行う等プロジェクト管理を徹底し品質管理を行っておりますが、重大な瑕疵が発生した場合は、人員を投入して無償修補を行う必要があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保と育成について

当社は、基幹事業であるERP導入コンサルティングを更に展開していくにあたり、高品質かつ短期の導入が必要不可欠と考えております。これらを維持し向上していくために優秀なコンサルタント及び営業人員の育成と確保並びに当社への定着が重要であると認識しております。当社が必要とする人材を十分に確保できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 外注先パートナーの確保について

当社は、ERPソリューション事業において、顧客要請への迅速で適切な対応を実現し、受注の機会損失を防ぐために、必要に応じてパートナー企業に外注しております。今後も事業を拡大するにあたり、パートナー企業との安定的な取引関係を保つとともに、パートナー企業の新規開拓を行ってまいりますが、万が一適切な技術者、外注先が確保できない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

S A P ジャパン株式会社との契約は、非独占的契約であり、当社と同様の契約を締結している企業は他にもあり、競合企業が存在しております。そのため、競合他社の営業力及び技術力等の向上により、競争が激化する場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制等について

当社は、事業者又は個人との間で業務委託契約を締結し、業務を委任しておりますが、「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）が適用される場合があります。また、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（労働者改正法）に基づき、派遣契約を締結し、労働者派遣を一部行っております。

当社は、法令を遵守し事業運営を行っておりますが、運用の不備等により法令義務違反が発生した場合には、当社の社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報管理体制について

当社は、顧客の秘密情報及び顧客が保有する個人情報を知り得る場合があることから、当該情報を漏洩するリスクがあります。当社は、I S M S 情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001 の認証及びプライバシーマークの認定を取得するとともに、情報セキュリティ委員会を設置して体制を整備し、情報管理の徹底を図っております。しかしながら、人為的ミス等により知り得た情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模会社であることについて

当社は、平成28年6月30日現在において、取締役4名、監査役3名、従業員101名と小規模な組織となっており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針がありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかつた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当政策について

当社は設立以来、当期利益を計上した場合においても与信力の強化のために、内部留保の充実による財務基盤の強化、事業展開における投資資金としての活用を重視し、配当を実施した実績はありません。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の経営成績及び財政状態、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針あります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

(13) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役職員及び外部支援者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権における潜在株式は106,300株であり、発行済株式総数1,432,500株の7.4%に相当します。これらストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

(14) 資金使途について

今回の公募増資による資金調達の使途につきましては、人材獲得のための採用費及び教育のための費用、事務所移転のための費用等に充当する予定であります。

しかしながら、急激に変化する事業環境により柔軟に対応するため、現時点における計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合でも想定通りの投資効果を上げられない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) パートナー契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約 締結日	契約 期間	契約内容
SAPジャパン株式会社	日本	SAP PartnerEdge チャネル契約VAR	平成21年 12月25日	1年毎の 自動更新	SAP ERPパッケージ、 その他製品のライセンス販売 を許諾されるもの

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第31期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(資産)

当事業年度末の資産は、前事業年度末に比べ179,886千円増加し、1,669,203千円（前期比12.1%増）となりました。

このうち流動資産は、前事業年度末に比べ480,345千円増加し、当事業年度末は1,623,836千円となりました。これは投資有価証券の売却金額309,040千円による現金及び預金の増加とプライムの増加に伴い売上高が順調に推移したことにより売掛金が74,983千円増加したことが主な要因であります。

また固定資産は、前事業年度末に比べ300,459千円減少し、当事業年度末は45,367千円となりました。これは、投資有価証券の売却により投資有価証券が291,619千円減少したことが主な要因であります。

(負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ10,684千円増加し、309,943千円（前期比3.6%増）となりました。これは買掛金が27,083千円増加し、未払消費税等が14,499千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ169,202千円増加し、1,359,260千円（前期比14.2%増）となりました。これは、当期純利益を162,656千円計上したことにより利益剰余金が増加したことが主な要因であります。

第32期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末の資産は、前事業年度末に比べ92,354千円増加し、1,761,556千円となりました。これは現金及び預金が110,904千円増加したことが主な要因であります。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ16,787千円減少し、293,156千円となりました。これは、買掛金が15,385千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ109,141千円増加し、1,468,401千円となりました。これは新株予約権（ストックオプション）の行使により資本金等が10,125千円増加したこと、四半期純利益を99,016千円計上したことにより利益剰余金が増加したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

第31期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ172,525千円増加し、2,267,917千円（前期比8.2%増）となりました。

これはプライム及びF I Sの案件が増加したことが主な要因であります。

(売上原価 売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ152,924千円増加し、1,746,996千円（前期比9.6%増）となりました。これはF I Sの増加による外注加工費が増加したことが主な要因であります。

この結果、当事業年度の売上総利益は520,921千円（前期比3.9%増）となりました。

(販売費及び一般管理費 営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ18,168千円減少し、267,500千円（前期比6.4%減）となりました。これは役員報酬の減少が主な要因であります。

この結果、当事業年度の営業利益は253,420千円（前期比17.5%増）となりました。

(営業外損益 経常利益)

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ691千円増加し、11,285千円（前期比6.5%増）となりました。これは投資有価証券売却益の増加が主な要因であります。当事業年度における営業外費用は、前事業年度に比べ4,534千円増加し、4,541千円（前期7千円）となりました。これは投資有価証券評価損の増加が主な要因であります。

この結果、当事業年度の経常利益は260,165千円（前期比15.0%増）となりました。

(税引前当期純利益)

当事業年度における特別損益はありません。この結果、当事業年度の税引前当期純利益は前事業年度に比べ33,925千円増加し、260,165千円（前期比15.0%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ21,348千円増加し、162,656千円（前期比15.1%増）となりました。

第32期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は、1,182,303千円となりました。これはプライム及びF I Sの案件が増加したことが主な要因であります。

(売上原価 売上総利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は、872,366千円となりました。これはプライム及びF I Sの増加による外注加工費が増加したことが主な要因であります。

(販売費及び一般管理費 営業利益)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、145,018千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間の営業利益は164,919千円となりました。

(営業外損益 経常利益)

当第2四半期累計期間における営業外収益は、336千円となりました。当第2四半期累計期間における営業外費用は、131千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間の経常利益は165,124千円となりました。

(特別利益 税引前四半期純利益)

当第2四半期累計期間における特別利益は、577千円となりました。これは有形固定資産の売却による固定資産売却益であります。

この結果、当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は165,701千円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間の四半期純利益は99,016千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向及び業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保及び適切な教育を実施するとともに、事業体制及び内部管理体制を強化し、社会のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に対し適切な対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が継続して成長し発展していくためには、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供することであり、これらを担う優秀な人材の確保が大きな課題であると考えております。詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第31期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度の重要な設備投資はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第32期第2四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期累計期間の重要な設備投資はありません。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

当社は、E R Pソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	事業設備	1,616	3,800	1,580	6,996	80
西日本支社 (大阪市淀川区)	事業設備	701	—	—	701	16

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 建物は可動間仕切等の建物附属設備であります。

4. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は本社17,444千円、西日本支社は3,119千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,730,000
計	5,730,000

- (注) 1. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は2,970,000株増加し、3,000,000株となっております。
2. 平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,730,000株増加し、5,730,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,432,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	1,432,500	—	—

- (注) 1. 平成28年4月18日付で新株予約権の行使により、普通株式が135株増加し、14,325株となっております。
2. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は1,418,175株増加し、1,432,500株となっております。
3. 平成28年5月27日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、平成28年5月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第4回新株予約権

平成26年12月12日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	831 (注) 1	822 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	831 (注) 1	82,200 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 2	750 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月25日 至 平成36年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500	発行価格 750 (注) 4 資本組入額 375 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、又は担保権を設定する ことはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (または株式合併) の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. ①当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割 (または株式合併) の比率}}$$

②(a)行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合、(b)取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付き又は取得条項付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を募集する場合、(c)新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、次の算式（コンバージョンプライス方式）により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} + \text{調整前 行使価額} + \text{新規交付 株式数} \times \frac{1}{\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規交付株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数又は新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。

③新株予約権の割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権1個の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れかの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。
 - ④その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第5回新株予約権

平成26年12月12日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	145 (注) 1	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145 (注) 1	1,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 2	750 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月1日 至 平成36年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500	発行価格 750 (注) 4 資本組入額 375 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、又は担保権を設定する ことはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (または株式合併) の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. ①当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割 (または株式合併) の比率}}$$

②(a)行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合、(b)取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付き又は取得条項付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を募集する場合、(c)新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、次の算式（コンバージョンプライス方式）により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{調整前行使価額} + \text{新規交付株式数} \times \frac{1}{\text{株式分割 (または株式合併) の比率}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規交付株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数又は新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。

③新株予約権の割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ②新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。
- ③他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第6回新株予約権

平成27年3月30日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	232 (注) 1	231 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	232 (注) 1	23,100 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84,000 (注) 2	840 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月26日 至 平成37年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84,000 資本組入額 42,000	発行価格 840 (注) 4 資本組入額 420 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、又は担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (または株式合併) の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. ①当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割 (または株式合併) の比率}}$$

②(a)行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合、(b)取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付き又は取得条項付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を募集する場合、(c)新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、次の算式（コンバージョンプライス方式）により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規交付株式数}}{\text{払込金額}} \times 1\text{株当たり}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規交付株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数又は新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。

③新株予約権の割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権1個の一部行使は認めない。

②新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れかの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。また、社外協力者はこの限りではない。

③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。

④その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年4月18日 (注) 1	135	14,325	5,063	105,063	5,063	61,563
平成28年5月27日 (注) 2	1,418,175	1,432,500	—	105,063	—	61,563

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割（1株を100株）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	24	24	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	14,325	14,325	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

- (注) 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議において、平成28年5月27日付で100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,432,500	14,325	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,432,500	—	—
総株主の議決権	—	14,325	—

(注) 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議において、平成28年5月27日付で100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第4回新株予約権 平成26年12月12日 臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員78
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は当社取締役 1名、当社監査役 1名、当社従業員76名となっております。

② 第5回新株予約権 平成26年12月12日 臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部支援者 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の権利行使により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、外部支援者 1名となっております。

③ 第6回新株予約権 平成27年3月30日 定時株主総会決議

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社監査役1 当社従業員13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員12名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実が重要であると考え、当事業年度を含め配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の経営成績及び財政状態、配当性向に加え、事業・投資計画、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

内部留保につきましては、与信力及び企業体質の強化、将来の事業展開のための財源として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当にあたっては年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性一名(役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	野村 芳光	昭和23年12月15日	昭和44年4月 昭和46年3月 昭和47年9月 昭和54年10月 昭和58年1月 昭和61年2月	トヨタ自動車株式会社入社 株式会社データプロセスコンサルタント（現エイエックス・ナレッジ株式会社）入社 三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 ノース・アメリカ保険株式会社（現エース損害保険株式会社）入社 損害保険代理店として独立 当社設立 代表取締役（現任）	(注) 3	1,345,500
取締役	コンサルティング事業部長	根本 康夫	昭和32年5月19日	昭和51年4月 昭和62年4月 昭和63年8月 平成11年5月 平成17年11月 平成18年12月 平成26年12月	宮崎電線工業株式会社入社 株式会社システムエース入社 当社入社 当社取締役 当社取締役E R Pソリューション事業部長 当社取締役E R Pソリューション事業部長兼ネットワーク事業部長 当社取締役コンサルティング事業部長（現任）	(注) 3	3,000
取締役	営業企画部長	有賀 滋	昭和46年7月1日	平成6年4月 平成7年2月 平成8年9月 平成15年4月 平成18年4月 平成21年4月 平成25年1月 平成27年3月	株式会社アルビオン入社 株式会社テレウェインネットワーク入社 エムシーメディオ株式会社入社 株式会社コムウェア入社 当社入社 当社営業企画部長 当社執行役員 当社取締役営業企画部長（現任）	(注) 3	—
取締役	—	酒井 秀和	昭和26年5月5日	昭和49年4月 昭和55年6月 昭和58年9月 昭和60年5月 昭和61年2月	横浜トヨペット株式会社入社 ノース・アメリカ保険株式会社（現エース損害保険株式会社）入社 損害保険代理店として独立 有限会社ルーカス設立（現有限会社ORIGIN）代表取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	16,500
監査役（常勤）	—	富谷 正明	昭和16年8月6日	昭和39年4月 昭和62年4月 平成3年5月 平成6年2月 平成18年8月 平成20年2月 平成23年8月 平成27年3月	三菱商事株式会社入社 DiaResibon Thailand Co. 出向 代表取締役 株式会社グラファイトデザイン出向 代表取締役 株式会社ゴウセイ出向 常務取締役 株式会社サンライフ常勤監査役 株式会社テクノサイエンスジャパン常勤監査役 株式会社旅キャピタル（現株式会社エボラブルアジア）監査役 当社監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	古藤 全海	昭和 9 年 5 月 28 日	昭和35年 4 月 昭和60年 4 月 平成 3 年 6 月 平成 6 年 7 月 平成 7 年 10 月 平成13年 1 月 平成16年 1 月 平成16年 5 月	日本電気株式会社入社 NEC商品サービス株式会社（現 NECフィールディング株式会 社）出向 同社取締役経理部長 株式会社パナR&D入社 環境テクノシステム株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	田部井 修	昭和30年 8 月 25 日	昭和54年 4 月 昭和59年10月 昭和63年 1 月 平成 2 年 10 月 平成10年 3 月 平成10年 6 月 平成12年 8 月 平成20年 1 月 平成24年 2 月 平成26年 9 月 平成28年 3 月	近畿日本ツーリスト株式会社入社 株式会社和広入社 税理士登録 石川会計事務所（現税理士法人ハ ートフル会計事務所）入所 中小企業診断士登録 田部井会計事務所設立 所長（現任） 株式会社アイテイーコンサルティ ング設立 代表取締役（現任） 株式会社大里監査役（現任） 株式会社アクトコール監査役（現 任） 株式会社バリューデザイン監査役 (現任) 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計							1,365,000

- (注) 1. 取締役酒井秀和は、社外取締役であります。
 2. 監査役富谷正明及び田部井修は、社外監査役であります。
 3. 平成28年 5 月 27 日開催の臨時株主総会終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 平成28年 5 月 27 日開催の臨時株主総会終結の時から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コード・ガバナンスの状況等】

(1) 【コード・ガバナンスの状況】

① コード・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、社会的に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の透明性・公正性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、適時適切に企業情報を開示し説明責任を果たしてまいります。また、迅速かつ的確な意思決定により株主や顧客、取引先、従業員、社会をはじめとするステークホルダーの利益を最大化しつつ、持続的かつ健全な成長と長期的な企業価値の向上が重要であるとの認識に立ち、コード・ガバナンス体制の強化に努めております。

② 企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関

a 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役 4 名（うち社外取締役 1 名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、経営者としての豊富な経験をもった人材を招聘し、幅広い見識に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。取締役会については、原則として毎月 1 回の定時開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催しております。取締役会では、経営に関する重要な事項についての意思決定を行うほか、担当取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しております。

b 企業統治の体制を採用する理由

次のとおり会社機関の各機能の強化を図ることで、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保する体制を実現していくことができると考えております。

(a) 監査役制度の採用と監視機能の強化

会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役（3 名中 2 名）を招聘し、経営の監視機能を強化しております。

(b) 取締役会機能の強化及び責務の厳格化

取締役会を少人数構成（4 名）とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役（1 名）を招聘し、経営の監督機能を強化しております。

c 監査役会・監査役

当社は、会社法に基づき監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成され、うち 1 名は常勤監査役であります。監査役会では、監査役監査基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。

当社の監査役会は、原則として毎月 1 回開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

d 内部監査

当社は、独立した内部監査部門は設けておりませんが、「内部監査規程」に基づき、管理部が内部監査業務を行っております。また、管理部の内部監査については、代表取締役が管理部以外の者から担当者を指名し、行っております。

当社の内部監査は、原則会社の全部門に対して、職務の執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況、情報管理の状況等について監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、内部監査担当者を通じてその改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

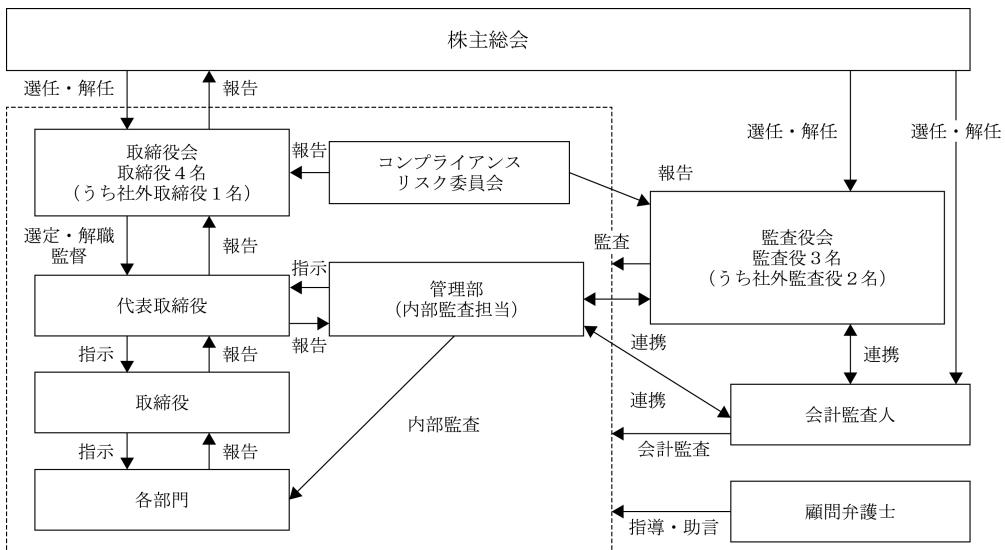
e コンプライアンス・リスク委員会

コンプライアンス・リスク委員会は、委員長として代表取締役を選任し、各部長をもって構成しており、原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、改善等について意見交換・情報共有等を行っております。

f 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

なお、コーポレート・ガバナンスの体制概要図は次のとおりであります。



口 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年12月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム整備の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
 - (b) 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。
 - (c) 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止活動を推進します。
 - (d) 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については、「情報セキュリティ

イ委員会」で審議し、推進します。

(b) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。

(c) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

(b) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告します。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

(b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

(c) 当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。

(b) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

(b) 監査役は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

g 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関するいかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

h 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧します。

(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
 - (b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- k 反社会的勢力への対応
- (a) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
 - (b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

ハ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部（管理部長及び担当者 1名）が担当しております。管理部長は、「内部監査規程」に則り、代表取締役の承認を得た内部監査計画に基づき、各部門に対する内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役に報告され、指摘事項に対しては業務改善指示がされ、後日、改善状況を確認しております。

なお、管理部の監査は、別部門で行っております。

当社の監査役の人員は 3名であり、うち 1名は常勤監査役であります。

監査役会は、監査計画を立案し、各監査役は定められた業務分担に従い、同計画に基づき監査を実施しております。原則として月 1回開催されている監査役会においては、監査状況に関する情報共有が行われ、討議が実施しております。

監査役は内部監査に立会い、内部監査担当者と共同して対象部門に対してヒアリング等を実施する、あるいは内部監査担当者が監査役に内部監査の結果を報告するなど、連携を密にしております。また、必要に応じて公認会計士との意見交換、情報交換等を行っております。

二 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は片岡久依氏及び中塚亨氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当該業務に係る補助者は、公認会計士 5名、その他 4名であります。当社と同監査法人又は当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

なお、継続監査年数については、全員 7年以内のため、記載を省略しております。

ホ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役 1名及び社外監査役 2名を選任しております。

社外取締役酒井秀和氏は、当社の株式を16,500株保有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外監査役である富谷正明氏は、当社の新株予約権を10個保有しておりますが、その他の当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外監査役である田部井修氏と当社との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

ヘ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

社外取締役酒井秀和氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言をいただくとともに、独立的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断し、選任しております。

社外監査役富谷正明氏は、過去において大手総合商社及びその関連会社において様々な業務に従事するとともに、監査役としての経験も豊富であり、当社の監査役として適任であると判断し、選任しております。

社外監査役田部井修氏は、税理士としての専門的見地と、監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、当社の監査役として適任であると判断し、選任しております。

当社は、3氏より当社経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見を得ております。

す。なお、社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性基準に従って選任しており、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

ト 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は内部統制部門から適宜報告及び説明を受けて、内部統制の状況を把握し、客観的かつ中立な立場から必要に応じて助言、発言できる体制を整えております。また、社外監査役は会計監査人との情報交換を通じて連携を図り、監査方針に基づく各部門の内部監査及びヒアリングを実施しております。

チ 取締役の員数

当社は、定款で取締役を10名以内とする旨を定めております。

リ 取締役及び監査役との責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に責任を限定できるよう、賠償責任限定契約の締結ができる旨定款に定めております。当社は、各取締役および監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

ヌ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

ル 株主総会決議事項の取締役会での決議とその理由

a 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

b 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議により、同法第423条第1項の取締役及び監査役の損害賠償責任を法令に限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に發揮できるようにするためであります。

ヲ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うためであります。

ワ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護するための方策

支配株主との取引を行う場合は、その取引に合理性があるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるかなどに特に留意しつつ、監査役会による監視・監督のもと、会社法の定めに従い、取締役会において決議を行い、当社及び少数株主に不利益が生じないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

③ リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を定め、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの管理やコンプライアンスの推進に取り組むこととしております。

「コンプライアンス・リスク委員会」は、常勤役員及び各部長を委員とし、リスクの低減、回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等の協議・決定・推進に加え、コンプライアンスに関し、取り組み方針等についても、協議・決定・推進し、また、研修その他の活動を行うこととしております。

各部の責任者は日常の業務活動におけるリスク管理及びコンプライアンス推進に取り組むとともに、リスク管理上又はコンプライアンス上、大きな問題が生じた場合は、「コンプライアンス・リスク委員会」に報告することとなっております。

なお当社は、ISMS情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得し、「情報セキュリティ基本方針」を策定しております。当社にとって情報資産（情報および情報システム等）は、ERP導入コンサルティング及びそれに付帯する当社のビジネス活動において、利益を生み出していくための源泉かつ最も重要な資産でもあり、情報セキュリティ事故を未然に防止することは、社会的な責務であるとの認識しており、情報セキュリティのリスク対策、体制整備等、情報セキュリティ事故を未然に防ぐべく、積極的に対策を講じております。

また、あわせてプライバシーマークの認定も取得し、「個人情報保護方針」を策定しております。当社の業務である様々なシステムソリューションの提供において取り扱う個人情報を、適切に保護することの社会的使命を十分に認識した上で、社会的要請の変化、経営環境の変動等について個人情報保護の仕組みを継続的に改善し、個人情報の保護に全社を挙げて取り組んでおります。

④ 役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	72,450	72,450	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	—	—	1
社外取締役	600	600	—	—	—	1
社外監査役	2,250	2,250	—	—	—	1

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は平成17年5月11日開催の定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は平成17年5月11日開催の定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,451千円

- 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄
該当事項はありません。
- △ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	500	6,000	500

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項ありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開を前提とした監査受託のための調査及び監査契約の締結を前提とした期首残高の調査であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表及び四半期財務諸表に掲記される科目及びその他の金額表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)及び当事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーに参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	855, 248	1, 264, 137
売掛金	263, 114	338, 097
仕掛品	12, 694	6, 243
前払費用	4, 254	5, 599
繰延税金資産	5, 927	6, 716
その他	2, 255	3, 043
流動資産合計	1, 143, 491	1, 623, 836
固定資産		
有形固定資産		
建物	12, 788	12, 788
減価償却累計額	△9, 996	△10, 471
建物（純額）	2, 791	2, 316
車両運搬具	11, 823	11, 823
減価償却累計額	△6, 126	△8, 023
車両運搬具（純額）	5, 698	3, 800
工具、器具及び備品	16, 506	16, 506
減価償却累計額	△13, 801	△14, 926
工具、器具及び備品（純額）	2, 705	1, 580
有形固定資産合計	11, 194	7, 697
無形固定資産		
その他	218	218
無形固定資産合計	218	218
投資その他の資産		
投資有価証券	294, 070	2, 451
繰延税金資産	22, 096	17, 932
その他	18, 247	17, 068
投資その他の資産合計	334, 413	37, 451
固定資産合計	345, 826	45, 367
資産合計	1, 489, 316	1, 669, 203

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	162,465	189,548
未払金	19,366	20,455
未払法人税等	63,568	60,648
預り金	15,361	14,506
その他	35,153	21,401
流動負債合計	295,913	306,559
固定負債		
資産除去債務	3,346	3,384
固定負債合計	3,346	3,384
負債合計	299,259	309,943
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	56,500	56,500
資本剰余金合計	56,500	56,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,040,104	1,202,760
利益剰余金合計	1,040,104	1,202,760
株主資本合計	1,196,604	1,359,260
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6,547	—
評価・換算差額等合計	△6,547	—
純資産合計	1,190,057	1,359,260
負債純資産合計	1,489,316	1,669,203

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,375,041
売掛金	317,596
仕掛品	6,347
その他	13,958
流動資産合計	1,712,943
固定資産	
有形固定資産	13,237
無形固定資産	218
投資その他の資産	35,158
固定資産合計	48,613
資産合計	1,761,556
負債の部	
流動負債	
買掛金	174,163
未払法人税等	66,788
その他	48,801
流動負債合計	289,752
固定負債	
資産除去債務	3,403
固定負債合計	3,403
負債合計	293,156
純資産の部	
株主資本	
資本金	105,063
資本剰余金	61,563
利益剰余金	1,301,776
株主資本合計	1,468,401
純資産合計	1,468,401
負債純資産合計	1,761,556

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	2,095,393	2,267,917
売上原価	1,594,072	1,746,996
売上総利益	501,320	520,921
販売費及び一般管理費	※ 285,668	※ 267,500
営業利益	215,652	253,420
営業外収益		
受取配当金	9,940	—
投資有価証券売却益	—	11,080
その他	655	205
営業外収益合計	10,595	11,285
営業外費用		
投資有価証券評価損	—	4,069
その他	7	472
営業外費用合計	7	4,541
経常利益	226,240	260,165
税引前当期純利益	226,240	260,165
法人税、住民税及び事業税	84,417	97,998
法人税等調整額	515	△488
法人税等合計	84,932	97,509
当期純利益	141,307	162,656

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	474,154	29.8	483,178	27.8
II 経費		1,117,666	70.2	1,257,368	72.2
当期総製造費用		1,591,820	100.0	1,740,546	100.0
仕掛品期首たな卸高		14,946		12,694	
合計		1,606,766		1,753,240	
仕掛品期末たな卸高		12,694		6,243	
売上原価		1,594,072		1,746,996	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	1,049,466	1,204,407

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
売上高	1,182,303
売上原価	872,366
売上総利益	309,937
販売費及び一般管理費	※ 145,018
営業利益	164,919
営業外収益	
その他	336
営業外収益合計	336
営業外費用	
その他	131
営業外費用合計	131
経常利益	165,124
特別利益	
固定資産売却益	577
特別利益合計	577
税引前四半期純利益	165,701
法人税、住民税及び事業税	63,571
法人税等調整額	3,114
法人税等合計	66,685
四半期純利益	99,016

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	56,500	56,500	898,797	898,797	1,055,297
当期変動額						
当期純利益				141,307	141,307	141,307
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	141,307	141,307	141,307
当期末残高	100,000	56,500	56,500	1,040,104	1,040,104	1,196,604

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	1,055,297
当期変動額			
当期純利益			141,307
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△6,547	△6,547	△6,547
当期変動額合計	△6,547	△6,547	134,760
当期末残高	△6,547	△6,547	1,190,057

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	56,500	56,500	1,040,104	1,040,104	1,196,604
当期変動額						
当期純利益				162,656	162,656	162,656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	162,656	162,656	162,656
当期末残高	100,000	56,500	56,500	1,202,760	1,202,760	1,359,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△6,547	△6,547	1,190,057
当期変動額			
当期純利益			162,656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	6,547	6,547	6,547
当期変動額合計	6,547	6,547	169,202
当期末残高	—	—	1,359,260

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	226,240	260,165
減価償却費	8,659	3,497
投資有価証券評価損益（△は益）	—	4,069
受取配当金	△9,940	—
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△11,080
売上債権の増減額（△は増加）	△63,506	△74,983
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,252	6,450
仕入債務の増減額（△は減少）	5,970	27,083
未収入金の増減額（△は増加）	25,182	△1,281
未払消費税等の増減額（△は減少）	28,685	△14,499
その他	1,220	1,346
小計	224,763	200,767
配当金の受取額	9,940	—
法人税等の支払額	△23,198	△100,917
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,504	99,850
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,420	—
定期預金の払戻による収入	—	20,000
投資有価証券の取得による支出	△297,960	—
投資有価証券の売却による収入	—	309,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	△299,380	329,040
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△87,876	428,890
現金及び現金同等物の期首残高	923,123	835,248
現金及び現金同等物の期末残高	※ 835,248	※ 1,264,137

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成28年1月1日
 至 平成28年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	165,701
減価償却費	2,310
固定資産売却損益（△は益）	△577
売上債権の増減額（△は増加）	20,501
たな卸資産の増減額（△は増加）	△104
仕入債務の増減額（△は減少）	△15,385
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,509
その他	△3,454
小計	165,483
法人税等の支払額	△57,431
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,052
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△11,440
有形固定資産の売却による収入	4,167
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,273
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	10,125
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,125
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	110,904
現金及び現金同等物の期首残高	1,264,137
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,375,041

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5年～10年

4 キヤッショ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5年～10年

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

① (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

② (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

③ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

④ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

⑤ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定期

平成29年12月期の期首より適用予定期です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成27年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(退職給付関係)

平成27年1月1日から開始する事業年度（翌事業年度）より、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

なお、財務諸表の組替えの内容及び財務諸表の主な項目に係る当事業年度における金額は当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

なお、財務諸表の組替えの内容及び財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額は当該箇所に記載しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
役員報酬	116,490千円	77,700千円
給与手当	82,293〃	89,898〃
減価償却費	3,877〃	2,854〃
おおよその割合		
販売費	35%	38%
一般管理費	65%	62%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,190	—	—	14,190

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,190	—	—	14,190

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	855,248千円	1,264,137千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△20,000〃	—
現金及び現金同等物	835,248千円	1,264,137千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	855,248	855,248	—
(2) 売掛金	263,114	263,114	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	287,550	287,550	—
資産計	1,405,911	1,405,911	—
(1) 買掛金	162,465	162,465	—
(2) 未払金	19,366	19,366	—
(3) 未払法人税等	63,568	63,568	—
負債計	245,399	245,399	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価は、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年12月31日)
非上場株式	6,520

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	855,248	—	—	—
売掛金	263,114	—	—	—
合計	1,118,361	—	—	—

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,264,137	1,264,137	—
(2) 売掛金	338,097	338,097	—
資産計	1,602,234	1,602,234	—
(1) 買掛金	189,548	189,548	—
(2) 未払金	20,455	20,455	—
(3) 未払法人税等	60,648	60,648	—
負債計	270,652	270,652	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位:千円)

区分	当事業年度 (平成27年12月31日)
非上場株式	2,451

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当事業年度において、非上場株式について4,069千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,264,137	—	—	—
売掛金	338,097	—	—	—
合計	1,602,234	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	287,550	297,960	△10,410
小計	287,550	297,960	△10,410
合計	287,550	297,960	△10,410

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額6,520千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表には含めておりません。

2 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

3 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年12月31日)

1 その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額2,451千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、記載しておりません。

2 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について4,069千円の減損処理を行っております。なお、減損処理については、期末における合理的に算定された価額が取得原価に比べて50%以下に下落した場合は減損処理を行っております。

3 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	309,040	11,080	—
合計	309,040	11,080	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は厚生年金基金制度による退職給付制度（複数事業主制度）を設けており、厚生年金基金制度については、総合設立型厚生年金基金である「関東ITソフトウェア厚生年金基金」へ加入しております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

また、確定拠出年金制度として中小企業退職金共済にも加入しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は13,631千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

平成26年3月31日	
年金資産の額	252,293,876千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 (注)	227,330,857千円
差引額	24,963,019千円

(注) 「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

0.13% (平成26年3月31日)

(3) 補足説明

差引額の内訳

平成26年3月31日	
別途積立金	19,332,814千円
当年度剩余金	5,630,205千円
差引額	24,963,019千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,305千円であります。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は厚生年金基金制度による退職給付制度（複数事業主制度）を設けており、厚生年金基金制度については、総合設立型厚生年金基金である「関東ITソフトウェア厚生年金基金」へ加入しております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

また、確定拠出年金制度として中小企業退職金共済に加入しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は15,198千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

平成27年3月31日

年金資産の額	299,860,984千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	268,707,059千円
差引額	31,153,925千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

0.17% (平成27年3月31日)

(3) 補足説明

差引額の内訳

平成27年3月31日

別途積立金	24,963,019千円
当年度剩余金	6,190,906千円
差引額	31,153,925千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,885千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、付与日において未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零のため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役2名 当社従業員164名 外部支援者1名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員78名	外部支援者8名
株式の種類及び付与数 (株)1	普通株式 167株	普通株式 831株	普通株式 145株
付与日	平成18年4月30日	平成26年12月24日	平成26年12月24日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年12月25日 至 平成36年11月30日	自 平成27年1月1日 至 平成36年11月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

2. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員その他これに準じる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。また外部支援者はこの限りではない。

②その他の権利行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権1個の一部行使は認めない。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何らかの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。

④その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権1個の一部行使は認めない。

②新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。

③その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	831	145
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	831	145
権利確定後(株)			
前事業年度末	167	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	167	—	—

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	33,334	75,000	75,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 1. 上記に掲載した権利行使価格は、平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の数値で記載しております。
 2. 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式等により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

17,092千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 該当事項ありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、付与日において未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零のため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員164名 外部支援者1名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員78名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 167株	普通株式 831株
付与日	平成18年4月30日	平成26年12月24日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年12月25日 至 平成36年11月30日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	外部支援者8名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員13名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 145株	普通株式 232株
付与日	平成26年12月24日	平成27年12月25日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年1月1日 至 平成36年11月30日	自 平成29年12月26日 至 平成37年3月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

2. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員その他これに準じる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。また外部支援者はこの限りではない。

②その他の権利行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権1個の一部行使は認めない。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何らかの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。

④その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は、以下の通りであります。

①新株予約権1個の一部行使は認めない。

②新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。

- ③その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 権利確定条件は、以下の通りであります。
- ①新株予約権1個の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何らかの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権行使することができない。
 - ④その他の権利行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	831
付与	—	—
失効	—	9
権利確定	—	—
未確定残	—	822
権利確定後(株)		
前事業年度末	167	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	167	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前事業年度末	145	—
付与	—	232
失効	—	—
権利確定	145	—
未確定残	—	232
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	145	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	145	—

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	33,334	75,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	75,000	84,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 1. 上記に掲載した権利行使価格は、平成28年5月27日付で株式分割（1株につき100株）を行っておりますが、分割前の数値で記載しております。
 2. 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式等により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

33,269千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,649千円
その他有価証券評価差額金	3,863 " "
資産除去債務	1,242 " "
投資有価証券評価損	16,135 " "
その他	1,371 " "
繰延税金資産小計	<hr/> 28,260千円
評価性引当額	<hr/> — "
繰延税金資産合計	<hr/> 28,260千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	237 "
繰延税金負債合計	<hr/> 237 "
繰延税金資産純額	<hr/> 28,023千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から37.11%になります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,954千円
資産除去債務	1,197 " "
投資有価証券評価損	16,813 " "
その他	1,864 " "
繰延税金資産小計	<u>24,828千円</u>
評価性引当額	<u>— "</u>
繰延税金資産合計	<u>24,828千円</u>

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	179 "
繰延税金負債合計	<u>179 "</u>
繰延税金資産純額	<u>24,648千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.11%から、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について35.36%になります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成29年1月1日以降に開始する事業年度及び平成30年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成31年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.62%へ変更となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、ERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、ERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ERPソリューション事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり純資産額	838.66円	957.90円
1 株当たり当期純利益金額	99.58円	114.63円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益金額(千円)	141,307	162,656
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	141,307	162,656
普通株式の期中平均株式数(株)	1,419,000	1,419,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,190,057	1,359,260
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,190,057	1,359,260
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,419,000	1,419,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成28年5月27日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年5月27日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成28年5月26日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	14,325株
株式分割により増加する株式数	1,418,175株
株式分割後の発行済株式総数	1,432,500株
株式分割後の発行可能株式総数	5,730,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年5月27日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第2四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
役員報酬	39,240千円
給与手当	49,904〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
現金及び預金	1,375,041千円
現金及び現金同等物	1,375,041千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、E R Pソリューション事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	69円51銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	99,016
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	99,016
普通株式の期中平均株式数(株)	1,424,489
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は、平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(平成27年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	12,788	—	—	12,788	10,471	475	2,316
車両運搬具	11,823	—	—	11,823	8,023	1,897	3,800
工具、器具及び備品	16,506	—	—	16,506	14,926	1,125	1,580
有形固定資産計	41,117	—	—	41,117	33,420	3,497	7,697
無形固定資産							
その他	218	—	—	218	—	—	218
無形固定資産計	218	—	—	218	—	—	218
長期前払費用	1,240	—	1,005	235	—	—	235

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,264,137
合計	1,264,137

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ネットワンシステムズ株式会社	35,119
ウイングソリューションズ株式会社	32,019
スミセイ情報システム株式会社	25,996
EMGマーケティング合同会社	24,356
株式会社アイアイ・ネットワーク	18,305
その他	202,302
合計	338,097

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
263,114	2,521,072	2,446,089	338,097	87.9	43.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
請負開発ソフトウェア	6,243
合計	6,243

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ビジネス情報テクニカルシステムズ	21,613
株式会社アドービジネスコンサルタント	20,861
株式会社FAS	12,086
ハマゴムエイコム株式会社	8,135
株式会社八木ビジネスコンサルタント	7,934
その他	118,919
合計	189,548

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告の方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない時は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://www.nomura-system.co.jp/
株主に対する特典	該当事項ありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年4月18日	—	—	—	大山 亨	神奈川県横浜市旭区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	45	3,375,000(75,000)	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 平成28年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記は分割前の状況で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成26年12月24日	平成26年12月24日	平成27年12月25日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 831株	普通株式 145株	普通株式 232株
発行価格	1株につき75,000円 (注) 3	1株につき75,000円 (注) 3	1株につき84,000円 (注) 3
資本組入額	37,500円	37,500円	42,000円
発行価額の総額	62,325,000円	10,875,000円	19,488,000円
資本組入額の総額	31,162,500円	5,437,500円	9,744,000円
発行方法	平成26年12月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年12月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産価額方式により算出しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき75,000円	1株につき75,000円	1株につき84,000円
行使期間	平成28年12月25日から平成36年11月30日まで	平成27年1月1日から平成36年11月30日まで	平成29年12月26日から平成37年3月29日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権1個の一部行使は認めない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権1個の一部行使は認めない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権1個の一部行使は認めない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。また、社外協力者はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は分割前の株数で記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
有賀 滋	静岡県駿東郡長泉町	会社員	100	7,500,000 (75,000)	当社の従業員
根本 康夫	大阪府大阪市淀川区	会社役員	70	5,250,000 (75,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
内山 勉	東京都目黒区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
吉田 勤	神奈川県川崎市宮前区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
古藤 全海	東京都日野市	会社役員	15	1,125,000 (75,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
登坂 祐一	東京都大田区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
橋口 圭	神奈川県藤沢市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
大川 健一郎	東京都墨田区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
中村 尚志	神奈川県川崎市宮前区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
松井 肇	静岡県静岡市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
川野辺 春生	神奈川県川崎市多摩区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
木下 周平	埼玉県蕨市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の従業員
大岩 孝史	東京都新宿区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
内木 学	東京都西東京市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
中安 良晴	千葉県市川市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
吉田 孝久	埼玉県川越市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
川崎 洋幸	東京都目黒区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
西原 元	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
富永 高志	東京都板橋区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
飯田 充	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
吉屋 隼人	神奈川県川崎市宮前区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
鈴木 一聖	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
村松 慎也	東京都品川区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
高橋 正智	東京都豊島区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
鈴木 亮介	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
斎藤 圭佑	千葉県市船橋市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
石黒 俊雄	東京都板橋区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
飯田 悠紀	東京都練馬区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
谷野 義樹	埼玉県越谷市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
堀田 誠治	神奈川県川崎市川崎区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
武井 真也	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
中村 典男	東京都足立区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
宮崎 輝貢	東京都大田区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
鳴瀬 康夫	神奈川県川崎市中原区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
萩原 昌紀	東京都大田区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
金内 寛幸	大阪府茨木市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
山本 芳久	大阪府大阪市平野区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
渡部 隼	東京都葛飾区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
飯田 雅子	東京都練馬区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
塚本 雅之	大阪府茨木市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
宗野 俊	埼玉県さいたま市中央区	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
馬場 祥太郎	東京都調布市	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
葛岡 赴文	東京都調布市	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
正野 寛太郎	東京都八王子市	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
藤岡 靖陽	東京都品川区	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
高橋 真	神奈川県相模原市緑区	会社員	7	525,000 (75,000)	当社の従業員
塚本 賢治	大阪府寝屋川市	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
堀 裕充	京都府京都市下京区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
山口 雅司	兵庫県西宮市	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
平井 希美	埼玉県草加市	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
今閔 俊輔	東京都江戸川区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
大沼 由枝	東京都町田市	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
内原 悠	神奈川県横浜市旭区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
中村 みさ紀	東京都大田区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
渡邊 英和	東京都府中市	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
徳弘 一樹	東京都練馬区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
泉 崇史	東京都品川区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
対馬 寛之	東京都八王子市	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
安齋 康紀	東京都杉並区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
四之宮 良匡	東京都大田区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大友 健義	東京都荒川区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
酒井 翔光	東京都江戸川区	会社員	4	300,000 (75,000)	当社の従業員
重田 曜	埼玉県越谷市	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
八鍬 恵	埼玉県新座市	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
金子 剛士	東京都中野区	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
椎名 知子	千葉県千葉市若葉区	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
脇水 貴之	大阪府高槻市	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
小林 大	埼玉県志木市	会社員	3	225,000 (75,000)	当社の従業員
深野 隆司	大阪府高槻市	会社員	2	150,000 (75,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
久下 真希子	茨城県取手市	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
有泉 真央	東京都世田谷区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
浅海 雅斗	埼玉県所沢市	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
田崎 大智	東京都江戸川区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
真木 秀樹	東京都豊島区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
櫻井 秀知	神奈川県横浜市港北区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
土田 久美子	大阪府大阪市東淀川区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
田中 佑貴	東京都品川区	会社員	2	150,000 (75,000)	当社の従業員
野口 翼	大阪府柏原市	会社員	1	75,000 (75,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大山 亨	神奈川県横浜市旭区	会社役員	45	3,375,000 (75,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
関口 由実	東京都墨田区	個人事業主	30	2,250,000 (75,000)	外部支援者
酒枝 英俊	東京都板橋区	個人事業主	25	1,875,000 (75,000)	外部支援者
佐久間 勝次	埼玉県所沢市	個人事業主	15	1,125,000 (75,000)	外部支援者
齋藤 紀恵	東京都目黒区	個人事業主	10	750,000 (75,000)	外部支援者
皆山 晃志	埼玉県さいたま市南区	個人事業主	10	750,000 (75,000)	外部支援者
桑野 克治	東京都品川区	個人事業主	5	375,000 (75,000)	外部支援者
赤座 直樹	東京都世田谷区	個人事業主	5	375,000 (75,000)	外部支援者

(注) 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
有賀 滋	静岡県駿東郡長泉町	会社役員	100	8,400,000 (84,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉田 勤	神奈川県川崎市宮前区	会社員	50	4,200,000 (84,000)	当社の従業員
内山 勉	東京都目黒区	会社員	50	4,200,000 (84,000)	当社の従業員
富谷 正明	千葉県流山市	会社役員	10	840,000 (84,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
関口 由実	東京都墨田区	会社員	10	840,000 (84,000)	当社の従業員
小林 瑞穂	東京都世田谷区	会社員	3	252,000 (84,000)	当社の従業員
石井 篤美	東京都品川区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
横山 正紀	東京都豊島区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
佐田 健太郎	神奈川県横浜市旭区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
太田 祥子	東京都立川市	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
中元 一輝	東京都品川区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
片野 竜介	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
大熊 千穂	東京都世田谷区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員
加賀田 啓朗	神奈川県相模原市南区	会社員	1	84,000 (84,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年5月13日開催の取締役会決議により、平成28年5月27日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村 芳光（注）1, 2	東京都渋谷区	1,345,500	87.44
大山 亨（注）1	神奈川県横浜市旭区	34,500	2.24
有賀 滋（注）3	静岡県駿東郡長泉町	20,000 (20,000)	1.30 (1.30)
酒井 秀和（注）1, 3	東京都江戸川区	16,500	1.07
黒沢 利行（注）1	東京都葛飾区	15,000	0.97
根本 康夫（注）1, 3	大阪府大阪市淀川区	10,000 (7,000)	0.65 (0.45)
内山 勉（注）4	東京都目黒区	10,000 (10,000)	0.65 (0.65)
吉田 勤（注）4	神奈川県川崎市宮前区	10,000 (10,000)	0.65 (0.65)
関口 由実（注）1, 4	東京都墨田区	4,000 (1,000)	0.26 (0.06)
酒枝 英俊（注）1	東京都板橋区	2,500	0.16
望月 一二三（注）1	千葉県松戸市	2,000	0.13
深野 隆司（注）1, 4	大阪府高槻市	1,700 (200)	0.11 (0.01)
仁藤 俊（注）1	神奈川県座間市	1,500	0.10
古藤 全海（注）3	東京都日野市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
登坂 祐一（注）4	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
橋口 圭（注）4	神奈川県藤沢市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
大川 健一郎（注）4	東京都墨田区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
中村 尚志（注）4	神奈川県川崎市宮前区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
松井 肇（注）4	静岡県静岡市葵区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
川野辺 春生（注）4	東京都稻城市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
木下 周平（注）4	埼玉県蕨市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
佐久間 勝次（注）1, 4	埼玉県所沢市	1,500	0.10
鈴木 一聖（注）4	神奈川県横浜市港北区	1,200 (1,000)	0.08 (0.06)
富谷 正明（注）3	千葉県流山市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
大岩 孝史（注）4	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
内木 学（注）4	東京都西東京市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
中安 良晴（注）4	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
吉田 孝久（注）4	埼玉県川越市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
川崎 洋幸（注）4	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
西原 元（注）4	千葉県鎌ヶ谷市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
富永 高志（注）4	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
飯田 充（注）4	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
古屋 隼人（注）4	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
村松 慎也（注）4	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
高橋 正智（注）4	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
鈴木 亮介（注）4	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
斎藤 圭佑（注）4	千葉県船橋市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
石黒 俊雄（注）4	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
飯田 悠紀（注）4	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
谷野 義樹（注）4	埼玉県越谷市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
堀田 誠治（注）4	神奈川県川崎市川崎区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
武井 真也（注）4	埼玉県さいたま市浦和区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
中村 典男（注）4	東京都足立区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
宮崎 輝貢（注）4	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
鳴瀬 庸夫（注）4	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
萩原 昌紀（注）4	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
金内 寛幸（注）4	大阪府茨木市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
山本 芳久（注）4	大阪府大阪市平野区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
渡部 隼（注）4	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
飯田 雅子（注）4	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
塚本 雅之（注）4	大阪府茨木市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
齋藤 紀恵	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
皆山 晃志	埼玉県さいたま市南区	1,000	0.06
その他の株主56名		20,900 (16,100)	1.36 (1.05)
計	—	1,538,800 (106,300)	100.00 (6.91)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10位）
 2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
 3. 特別利害関係者等（当社取締役、監査役）
 4. 当社従業員
 5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 7. 住所については、各株主より株主名簿管理人への届出住所を記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月2日

株式会社ノムラシステムコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 塚 亨 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月2日

株式会社ノムラシステムコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 塚 亨 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月2日

株式会社ノムラシステムコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 塚 亨 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノムラシステムコーポレーションの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

